



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1401 救急病院の認定 (医務課)
- 1402 昭和49年和歌山県告示第855号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 (水産振興課)
- 1403 漁業災害補償法の規定による加入区の名称、水域及び区域の定め ( " )
- 1404 昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部改正 ( " )
- 1405 昭和53年和歌山県告示第956号(漁業災害補償法第105条第1項による区域等の定め)の一部改正 ( " )
- 1406 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1407 道路の区域変更 ( " )
- 1408 新道路の供用開始等 ( " )
- 1409 道路の区域変更 ( " )
- 1410 新道路の供用開始等 ( " )
- 1411 平成18年和歌山県告示第1503号(平成15年和歌山県告示第1147号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正)の一部改正 (住宅環境課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1401号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 平成23年1月31日

### 和歌山県告示第1402号

昭和49年和歌山県告示第855号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業の表中「太地漁業協同組合」及び「和共第43号漁業権の漁場の区域」を削る。

### 和歌山県告示第1403号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第1号ロの規定により、加入区の名称、水域及び区域を次のように定める。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業

加入区の名称	水 域	区 域
あわび太地町	和共第43号漁業権の漁場の区域	太地町漁業協同組合の地区

### 和歌山県告示第1404号

昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
南紀第2	下田原漁業協同組合、太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区	ぶり定置、その他大型定置及び小型定置

### 和歌山県告示第1405号

昭和53年和歌山県告示第956号(漁業災害補償法第105条第1項による区域等の定め)の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

あわびをとる漁業

加入区の名称	水 域	区 域
あわび御坊市	和共第22号漁業権の漁場の区域	紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市

### 和歌山県告示第1406号

平成19年和歌山県告示第199号(道路の区域変更)で区

域を変更した道路のうち新宮市南松杖字大高藪636番1地先から同市南松杖字大高藪637番1地先までの延長235.00メートルについては、平成19年12月25日から供用を開始する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字滝字上福田138番5地先から同町大字滝字上福田130番9地先まで	旧	22.45 } 27.42	45.10	
同上	新	18.54 } 20.81	45.10	

和歌山県告示第1408号

平成19年和歌山県告示第1407号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡九度山町大字丹生川字水落平				

786番3地先から同町大字丹生川字水落平785番1地先まで	旧	4.00 } 5.90	66.55	
同上	新	5.20 } 13.70	66.55	

和歌山県告示第1410号

平成19年和歌山県告示第1409号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年12月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1411号

平成18年和歌山県告示第1503号(平成15年和歌山県告示第1147号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から実施する。

平成19年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表和歌山市島の項中「20号棟」を「22号棟」に改める。